

住所等変更の際、提示(持参)が必要な住所確認書類「在留カード等」とは次のとおりです。

### 【住民基本台帳法の適用を受ける外国人の方】

次の①、②又は③のいずれかの提示が必要となります。

① 在留カード

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3）参照

② 特別永住者証明書

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項）参照

③ 住民票の写し

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の規定により同条に規定する外国人住民に係る住民票に記載することとされている事項が記載されたものに限る。

### 【住民基本台帳法の適用を受けない外国人の方】

次の④又は⑤のいずれか及び⑥の提示が必要となります。

④ 外務省の発行する身分証明書

⑤ 権限のある機関が発行する身分を証明する書類で、国家公安委員会が定めるもの（次のア～エのいずれか）

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印（入管法第9条第1項に規定する上陸許可の証印をいう。第3号において同じ。）をされた書類

イ 在留資格認定証明書（入管法第7条の2第1項に規定する在留資格認定証明書をいう。次号において同じ。）

ウ 日本国領事官等（入管法第2条第4号に規定する日本国領事官等をいう。）の査証を受け、及び上陸許可の証印（在留資格認定証明書の交付を受けることができる在留資格が表示されているものに限る。）をされた書類

エ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）第9条第3項（a）に掲げる身分証明書

⑥ 公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの

